

令和7年度（令和8年4月1日採用）別府市教育委員会会計年度任用職員

【スクールソーシャルワーカー【重点配置】】募集要項

1 職種 会計年度任用職員【スクールソーシャルワーカー【重点配置】】

2 採用予定者数 1名

3 勤務条件

- (1) 職務内容 「別府市スクールソーシャルワーカー活用事業」のスクールソーシャルワーカーとして、別府市内の小学校、中学校に派遣され、学校関係者と協力して以下のような業務を行う。
- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを行う。
 - ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整を行う。
 - ③学校内におけるチーム体制の構築、支援を行う。
 - ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供を行う。
 - ⑤教職員等への研修活動を行う。
- (2) 勤務場所 別府市教育相談センター（別府市野口元町12番43号）及び市内担当校
- (3) 任用期間 1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
※年間をとおして勤務。
※勤務成績等により2回を限度に再度任用する場合がある。
なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間となる。
- (4) 勤務日 原則として月曜日から金曜日
- (5) 勤務形態 1日6時間以内 週4日・年間48週以内
- (6) 報酬 時給 3,280円
※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがある。
- (7) 費用弁償 条件により通勤に係る費用を支給する。
- (8) 期末手当 本市の規定に基づき、要件を満たす場合、6月及び12月に期末手当及び勤勉手当が支給される。
- (9) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険等に加入する。
- (10) 休暇等 年次有給休暇、忌引、官公署出頭等を本市の規定により付与する。

4 受験資格

下記（1）～（4）のすべての要件を満たす者

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者
- (2) いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題に関し、専門的な知識及び経験を有していると認められる者
- (3) 次のいずれかにも該当しない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者

- (4) 日本国籍の有無は問わないが、日本国籍を有しない場合は、日本語に堪能で、採用時に職務に従事可能な在留資格を有している者
(5) 他の会計年度任用職員（専門職）との併願はできません。

5 試験について

- (1) 申込方法 以下の①～④を別府市教育相談センターまで持参するか、簡易書留又は特定記録での郵送にて受け付ける。簡易書留又は特定記録によらない郵送時の事故等については、責任を負いません。
- ①所定の申込書（必要事項を記入）
②社会福祉士または精神保健福祉士の資格証明書の写し
③110円切手を貼った受験票の返信用封筒（長形3号・自分の住所と氏名を記入）
④特定性犯罪事実該当者でないことの誓約書
- (2) 受付期間 令和8年2月10日（火）まで
※受付時間：午前8時30分～午後5時
※土、日及び祝日を除きます。
※郵送の場合は2月10日（火）必着とします。
- (3) 試験日程等
- ア 試験日 令和8年2月21日（土）午前9時30分～【予備日：2月22日（日）】
※2月19日（木）正午までに申込者へ実施要項を送付します。実施要項が届かない場合は、必ず別府市教育相談センターへ連絡してください。
- イ 場 所 別府市教育相談センター 3階ホール
(別府市野口元町12番43号 野口ふれあい交流センター南館3階)
- ウ 試験内容 筆記試験、面接試験
- エ 合格発表 試験の結果は、受験者全員に文書で通知します。

6 採用後の注意点

- (1) 任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となるため、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。
- (2) 兼業については、可能ですが、職務専念義務等の観点から以下の点にご注意ください。（届出が必要です）
- ・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ・職員の職との間に特別な利害関係がある又は生ずるおそれがないこと。
 - ・職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないこと。
 - ・他の事務所と合わせて1日につき計8時間を超えて労働しないこと。
 - ・他の事務所と合わせて1週間につき計40時間を超えて労働しないこと。
- (3) 配置先については令和8年3月31日までに担当者より連絡を行うので、4月1日から職務に就けるようご準備ください。

7 問い合わせ及び申込書提出先

別府市教育委員会 学校教育課 別府市教育相談センター

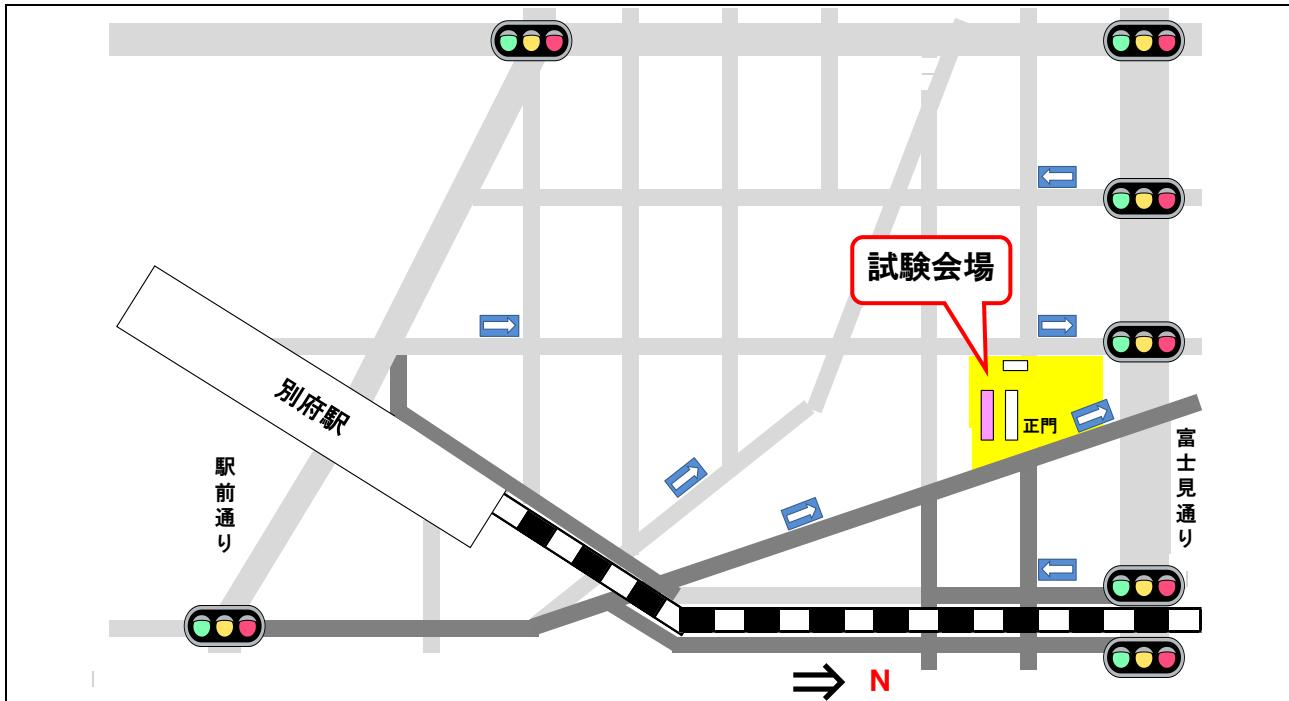
〒874-0933 別府市野口元町12番43号 野口ふれあい交流センター南館3階
電話 (0977) 26-0803 E-mail: ed.center@city.beppu.lg.jp

令和7年度（令和8年4月1日採用）別府市教育委員会会計年度任用職員
【スクールソーシャルワーカー【重点配置】】採用試験案内

試験日時
令和8年2月21日（土）午前9時30分～【予備日：2月22日（日）】
試験会場
別府市教育相談センター 3階ホール
申込書受付期間
令和8年2月10日（火）まで *土、日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時 *郵送の場合、2月10日（火）必着
お問い合わせ及び申込書提出先
別府市教育委員会 学校教育課 別府市教育相談センター 〒874-0933 大分県別府市野口元町12番43号 野口ふれあい交流センター南館3階 電話：0977-26-0803 E-mail：ed.center@city.beppu.lg.jp ホームページ： http://www.city.beppu.oita.jp

試験会場案内図

●別府市教育相談センター（大分県別府市野口元町12番43号 野口ふれあい交流センター南館3階）



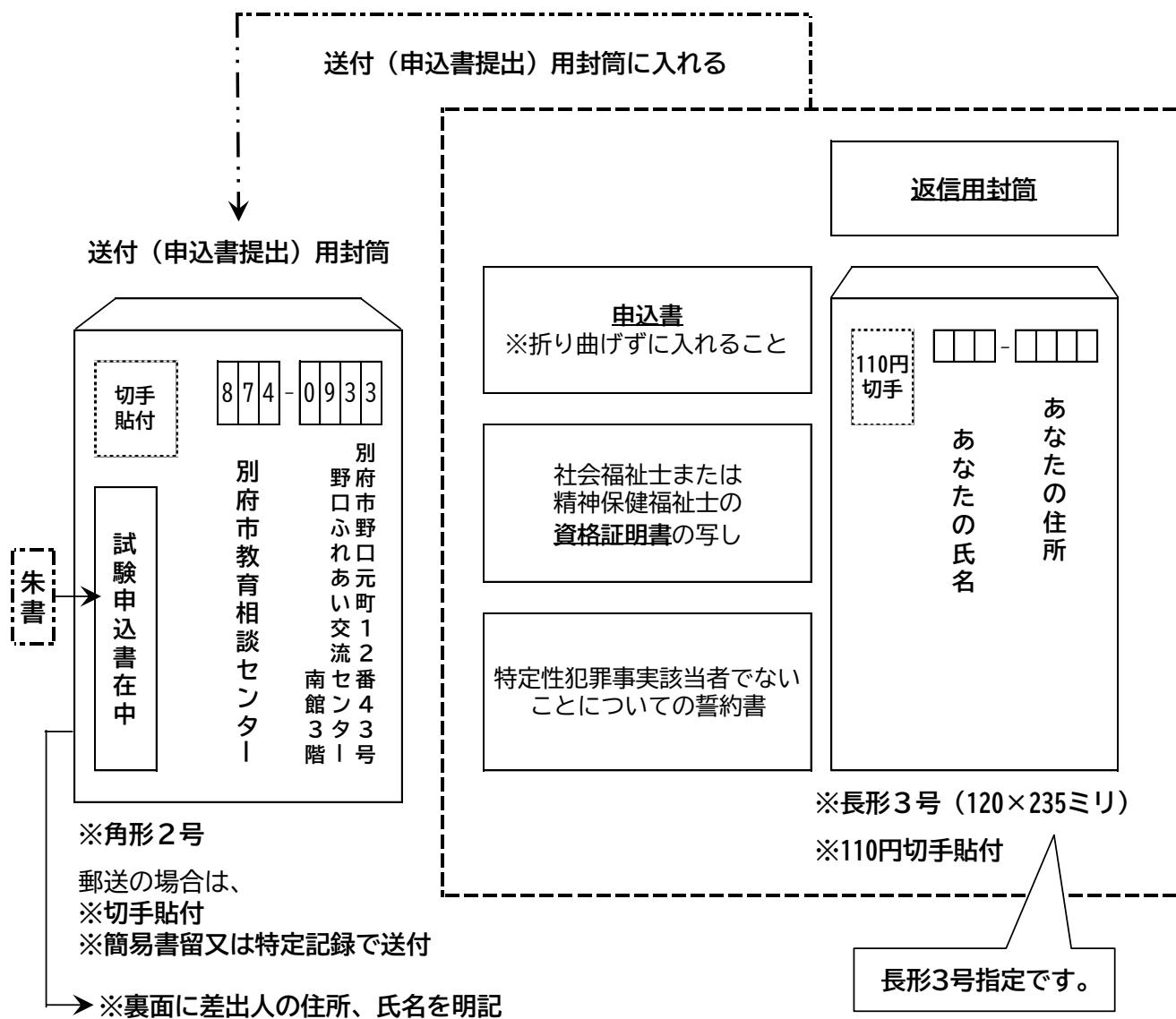
○アクセス

- ・[徒歩] JR 別府駅西口から 10 分程度
- ・[バス] JR 別府駅東口バス乗り場から行先番号 51、60、62、AS61 で 7 分程度
- ・[タクシー] JR 別府駅西口から 3 分程度

災害等やむを得ない事情により、試験日時や試験会場を変更する場合があります。
その場合は、受験者宛てに電話連絡等を行います。

○申込みの際の注意点

- ・申込書は、A4縦サイズでプリントアウトしてください。
- ・文字化けした用紙やサイズの異なる用紙は受け付けできません。
- ・申込書は、黒のボールペンで記入してください。
- ・2月19日(木)正午までに試験の実施要項が届かない場合は、必ず連絡してください。



記入例

令和7年度（令和8年4月1日採用）

別府市教育委員会会計年度任用職員【スクールソーシャルワーカー【重点配置】】採用試験申込書

以下の項目についてすべて記入してください。(※印は除く。)

令和7年度（令和8年4月1日採用）

別府市教育委員会会計年度任用職員【スクールソーシャルワーカー[重点配置]】採用試験申込書

以下の項目についてすべて記入してください。（※印は除く。）

受付	※ 郵便 来課	試験職種 会計年度任用職員【スクールソーシャルワーカー[重点配置]】 国籍（国名を記入してください）	受験番号		
			※ (写真貼付) 上半身・正面・無帽 6ヶ月以内撮影 4.5cm×3.5cm (パスポートサイズ) 貼付して提出 (写真裏面に氏名記入)		
フリガナ		男 ・ 女	生年月日		
氏名			昭・平 年 月 日 R8.4.1現在年令 ()		
現住所	(〒 -)	電話 E-mail	携帯		
現住所以外の連絡先	(〒 -)	電話			
最終学歴	学校名		在学期間	区分	
			年 月 ～ 年 月	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込み <input type="checkbox"/> 中退	
職歴	勤務先名称	勤務内容	所在地	在職期間	退職理由
				自 年 月	
				至 年 月	
				自 年 月	
				至 年 月	
				自 年 月 至 年 月	
普通自動車 第1種免許	昭和 平成 年 月 日 令和	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込み <input type="checkbox"/> なし	その他資格・免許(名称・取得年月日を記入してください)		
			年 月 日 取得		
			年 月 日 取得		
			年 月 日 取得		
私は次のいずれにも該当していません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者 上記及び申込書に記載した事項は、事実と相違ありません。					
令和 年 月 日					
申込者氏名（ <u>自署</u> ）					

誓約書

私は、別府市教育委員会の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同項イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと)を、本誓約書をもつて誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和 年 月 日

【氏名(自署)】 _____

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの